

平成22年度長崎県食品ウォッチャー第2回活動報告について

消費者を「長崎県食品ウォッチャー」として委嘱し、食品表示等に関して不適正な食品の情報提供を受け、改善していく制度をおこなっていますが、平成22年度第2回目の報告等による活動内容を取りまとめましたのでお知らせします。

記

1 食品ウォッチャーの委嘱数

県内で、210名（女性：193名、男性：17名）

2 活動内容

日常の買い物活動の中で食品表示等に関するモニタリング活動を行い、問題があった場合に情報提供
モニタリング活動の結果について定期的報告（年間3回）
県が開催する「食品ウォッチャー研修会」（年2回）への参加

3 活動結果

食品表示等に関する情報提供内容

件数51件（平成22年5月～平成23年1月18日）

食品分類					情報区分					結果		
食肉・卵	水産物	野菜 米・果物	加工品	その他	表示	添加物	異物混入	健康不安	その他	調査・指導	処理中	問題なし
3	6	8	34	0	41	0	2	0	8	37	0	14

第2回定期報告の概要（1月18日現在）

調査期間	平成22年9月～11月30日
調査店舗数	延べ10,731店舗
調査食品数	延べ67,566点（生鮮食品33,620、加工食品33,946）

研修会の開催

第1回（平成22年5月7日～5月27日）

県内9カ所を実施

長崎会場、県央会場、佐世保会場、島原会場、県北会場、五島会場、上五島会場、
壱岐会場、対馬会場 参加者176名（食品ウォッチャー以外の参加含む）

第2回（平成22年9月7日～10月20日）

県内9カ所を実施

長崎会場、県央会場、佐世保会場、島原会場、県北会場、五島会場、上五島会場、
壱岐会場、対馬会場 参加者139名（食品ウォッチャー以外の参加含む）

4 主な情報提供及び対応内容

疑問点	対応・処理内容
<p>賞味期限が切れた商品が販売されていた。(その場で店員には伝えた。)指導して欲しい。</p>	<p>調査したところ、お客様に指摘された後すぐに売り場全ての期限表示を確認したとのこと。繁忙時の商品補充の際の確認不足が原因と思われるため、期限表示の確認と従業員への指導・徹底を指導した。</p>
<p>乾しいたけの原産地が国内産となっていた。県名はいらぬのか。</p>	<p>乾しいたけは加工食品であり、加工食品の原料原産地表示は国産のみの表示で可。県産までの記入の義務はないため、問題なし。(生鮮食品の野菜は、県名での表示が必要。)</p>
<p>200g200円で販売されていた豚肉を計量したら100gしかなかった。</p>	<p>調査の結果、正しく計量されており、調査当日の販売商品も適正量であったが、計量器が業務用でなかったため、検定証のついた適正な計量器を使用するよう指導した。</p>
<p>パンのラベル表示に出荷日が11/7で消費期限が11/6となっていた。おかしいのではないか。</p>	<p>調査の結果、売れ残り品を引き忘れ、そのまま翌日のラベルを貼ってしまったことが原因とみられるため、消費期限切れの商品を販売することは厳に慎むよう、また防止策を講じるよう指導した。なお、調査当日の販売品は適正表示であったことを確認した。</p>
<p>要冷蔵のちりめん加工品が冷蔵ケース外で販売されていた。</p>	<p>調査の結果、同一メーカーの他商品が常温保存であったため、同様の取り扱いをしてしまったとのことであったので、各商品ごとの保存方法を確認し、適正な取り扱いをするよう指導した。</p>
<p>生のなまこが丸のままで売っていたが、期限表示がなかった。生で食べるのだから期限表示がいるのではないか。</p>	<p>切り身・むき身であれば、食品衛生法により生食用である旨や期限表示等の記載が必要であるが、丸体で販売されている鮮魚介類は、生鮮食品となり「名称」「原産地」のみの表示で可のため、問題なし。</p>